



令和3年10月18日
総務企画局企画調整部

市政記者各位

スタートアップ法人減税（市税）の指定について

福岡市では、革新的なビジネスにチャレンジするスタートアップを税制面で支援する、福岡市独自の制度「スタートアップ法人減税（市税）」を平成29年4月から運用しています。

今回、新たに福岡市指定法人として、下記の企業を指定いたしましたので、お知らせいたします。

この指定により、同社の対象事業に係る法人市民税（法人税割）が全額控除の対象となります。

記

<指定法人の概要>

- ・法人名 SMARTI 株式会社
- ・代表者 ハン ショウ
- ・設立 平成31年1月29日
- ・所在地 福岡市南区大橋4丁目1番1-701号
(メモリープラザ大橋)
- ・分野 一定のIoT
- ・特定事業 音声技術やAI技術を活用したスマート製品の企画・製造等
- ・指定日 令和3年10月18日

<参考：スタートアップ法人減税（市税）の主な要件>

- ・創業から5年未満の法人であること。
- ・国家戦略特区の規制の特例措置等を活用して事業を行っていること。
- ・以下のいずれかの分野で革新的な事業を行う法人であること。

医療

国際

農業

一定のIoT

先進的なIT

<問い合わせ先>

総務企画局 企画調整部 紫垣、橋本
電話:092-711-4958 (内線 1215)